









# 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することとしたい。

## 記

### 1 件名

財務会計システム更改業務

### 2 業者名

株式会社 NTTデータ北海道

### 3 特定理由

本業務は、財務会計システムサーバの移行に伴い、OS、ソフトウェアのバージョンアップを実施する業務である。この業務を的確に実施するためには、財務会計システム全体に対する正確な知識と熟練された経験が必要となる。また、本システムの構築情報は、外部に公開されていないことから他社では、業務を遂行することはできず、この業務を実施する能力を有している業者は、財務会計システムの構築を行った(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道の1社しか存在しない。

このことから、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道を特定する。

### 4 根拠規定

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号



## 業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 イントラ統合サーバ移行に伴う仮想サーバ作成業務
- 2 業者名 株式会社 NTT データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、複数の仮想マシンを「新料金統合サーバ」基盤上に作成したうえで、必要なネットワークを作成、接続し、関連セキュリティ機能を含めた設定変更等を行う業務である。  
「新料金統合サーバ」基盤では、令和6年10月から上下水道料金オンラインシステムが本番稼働を開始する予定であり、冗長化、バックアップ、システム監視、ネットワーク設定などのセキュリティ構成も高度・複雑になっている。このため、本業務を安全かつ確実に実施するためには、「新料金統合サーバ」基盤及びその関連セキュリティ機能について、ハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作特性・制約・当局の運用環境等を熟知していることが要件となる。  
上記業者は、「新料金統合サーバ」基盤とその関連セキュリティ機能を構築・導入し、その後のシステム保守及び運用支援を行ってきた唯一の業者であり、他に上記の要件を満たす業者は存在せず、上記業者以外のもに履行させることが、経費、履行期間、安全性及び技術力等において明らかに不利であるため、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の13第1項第6号



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- 1 件名 令和6年度 土木工事設計積算システム改修業務
- 2 業務内容 「土木工事設計積算システム」は、本市で発注する土木工事の設計積算に使用している積算システムである。本業務は、水道局独自の部分である「水道積算システム」に関して、国土交通省の歩掛（水道事業実務必携）改定に伴う水道局独自歩掛の変更や設計積算の更なる効率化を図るため、水道局仕様の積算体系改良及び施工単価の新規作成などを行い、適正な積算かつ精査しやすい積算システムへの改良を行うものである。
- 3 業者特定 東芝デジタルソリューションズ株式会社 北海道支社
- 4 特定理由 (1) 「土木工事設計積算システム」の著作権は上記業者が有しており、「水道積算システム」はその一部である。  
  
(2) 「土木工事設計積算システム」は、財政局 工事管理室が開発及び保守管理を主管しており、その運用維持管理業務は上記業者が受託している。

以上の理由で、上記の業者を特定する。

- 5 根拠規定 「地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号」に該当すると判断されるため。



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

### 記

- 1 件名 伏古公園ほか1 緊急貯水槽緊急遮断弁点検整備業務 No. 5-6403
- 2 業者名 株式会社 前澤エンジニアリングサービス 北海道営業所
- 3 特定理由 

本業務は、緊急貯水槽に設置している緊急遮断弁の点検整備を行うものである。緊急遮断弁は、緊急貯水槽として機能するために必要不可欠な設備であり、緊急時において確実に作動するよう点検整備を実施する必要がある。

本業務の対象機器は前澤工業株式会社が開発したものであるため、専用部品や点検整備に必要な技術資料は開発業者の仕様となっており、一般に公開していない。

以上のことから、当該業務を確実に履行できるのは、製品の構造を熟知している製造業者から、業務を移管されている道内唯一の業者である上記の業者に特定するものである。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第2項に該当すると判断されるため。